

契約書別紙兼重要事項説明書

訪問看護は、看護師などがご家庭を訪問して、療養されている方の看護のお手伝いをするサービスです。介護保険制度や医療保険制度でご利用になれます。主治医の治療方針や介護支援専門員のケアプランに沿って、他のご利用サービスと連携しながら訪問看護を行います。

訪問看護を利用する場合は、主治医からの「訪問看護指示書」が必要です。訪問看護指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社エール
主たる事務所の所在地	〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀 575-1
代表者(職名・氏名)	代表社員 林 恵都子
設立年月日	令和5年11月1日
電話番号	0470-64-4630

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	エール訪問看護ステーション御宿	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒299-5106 千葉県夷隅郡御宿町須賀 575-1	
電話番号	0470-64-4630	
指定年月日・事業所番号	令和6年8月1日指定	1263790029
管理者の氏名	林 恵都子	
通常の事業の実施地域	御宿町(いすみ市、勝浦市、大多喜町)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	合同会社エールが設置するエール訪問看護ステーション御宿は訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関し、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供をすることを目的とする。
運営の方針	訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭・入浴介助・洗髪・口腔ケア等、清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等療養上の世話
- ④ 服薬管理・援助
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 緩和ケア・看取りケア
- ⑧ 認知症ケア
- ⑨ 家族への療養上の相談・指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

5. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 9時00分から17時00分まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月31日から1月3日

6. サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 (土曜日・日曜日・祝日・12月31日から1月3日は除く)
サービス提供時間	9時00分から17時00分まで

7. 事業所の職員体制

資格	勤務形態	
看護師	常勤1名(管理者)	非常勤3名
准看護師		

8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	林 恵都子
----------	-------

9. 相談、要望、苦情用の窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0470-64-4630 面接場所 当事業所の相談室 担当者 林 恵都子
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	御宿町保健福祉課 福祉介護班	電話番号 0470-68-6716
	いすみ市健康高齢者 支援課介護保険班	電話番号 0470-62-1118
	千葉県国民健康保険 団体連合会	電話番号 043-254-7428

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし</p>

	ます。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	-------------------------------------

11. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他の必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員への連絡をいたします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物事故、管理財物の損壊及び使用不能、人格権侵害等に対する補償

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

◆各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 利用料、その他の費用の額

(1) サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を超えた場合

・公共機関を利用した場合:実費相当額

・車使用の場合:当事業所から10km未満 無料

10km以上 1kmにつき 20円(往復分)

(3) キャンセル料

利用者により訪問看護が中止となった場合は、利用者に対して次の通りキャンセル料を請求します。ただし、利用者の容態急変や急な入院など、緊急をやむを得ない事情がある場合は請求しません。

当日朝9時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日朝9時までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします

(4) 死後処置料 15000円

15. 利用者負担額、その他の費用請求及び支払い方法

利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。利用月の翌月10日以降の訪問日に、利用者へお知らせします。次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いが確認できましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療保険控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月26日が引き落としとなります ※1.土日祝日の場合、翌営業日にて引落 ※2.引落日の変更は出来かねますので、ご了承ください
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月26日までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 千葉銀行 御宿支店 普通口座 3258218 合同会社エール ※土日祝日の場合、翌営業日にお振り込みください
現金払い	サービスを利用した月の翌月26日までの訪問の際に現金払いでお支払いください。 ※土日祝日の場合、直前の訪問時にお支払いください

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

16. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計

画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

17.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・林 恵都子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

18.身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

19.身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

20. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

21. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

22. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、1ヵ月ごとに利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

23.衛生管理等

- (1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生した場合は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修、訓練を定期的を実施します。

24. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 非常災害時は、スタッフの訪問の安全が確保されてから、訪問となりますので、すぐに訪問できない場合があります。また、訪問中の災害では途中退室させていただく場合があります。

25.ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等、相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとします。

【別紙】料金表

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

※指定訪問看護ステーションの場合

サービス 提供時間数		選 択	基本単位	利用料	利用者負担		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス 提供時間帯			20 分未満				
昼間	看護師		314	3,140 円	314 円	628 円	942 円
	准看護師		283	2,830 円	283 円	566 円	849 円
早朝/夜間	看護師		393	3,930 円	393 円	786 円	1,179 円
	准看護師		354	3,540 円	354 円	708 円	1,062 円
深夜	看護師		471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	准看護師		425	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			30 分未満				
昼間	看護師		471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	准看護師		424	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
早朝/夜間	看護師		589	5,890 円	589 円	1,178 円	1,767 円
	准看護師		530	5,300 円	530 円	1,060 円	1,590 円
深夜	看護師		707	7,070 円	707 円	1,414 円	2,121 円
	准看護師		636	6,360 円	636 円	1,272 円	1,908 円
			30 分以上 1 時間未満				
昼間	看護師		823	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
	准看護師		741	7,410 円	741 円	1,482 円	2,223 円
早朝/夜間	看護師		1,029	10,290 円	1,029 円	2,058 円	3,087 円
	准看護師		926	9,260 円	926 円	1,852 円	2,778 円
深夜	看護師		1,235	12,350 円	1,235 円	2,470 円	3,705 円
	准看護師		1,112	11,120 円	1,112 円	2,224 円	3,336 円
			1 時間以上 1 時間 30 分未満				
昼間	看護師		1,128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
	准看護師		1,015	10,150 円	1,015 円	2,030 円	3,045 円
早朝/夜間	看護師		1,410	14,100 円	1,410 円	2,820 円	4,230 円
	准看護師		1,269	12,690 円	1,269 円	2,538 円	3,807 円
深夜	看護師		1,692	16,920 円	1,692 円	3,384 円	5,076 円
	准看護師		1,523	15,230 円	1,523 円	3,046 円	4,569 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の 25%、深夜の場合は 50%に相当する単位数が加算されます。

(2)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	取得	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1割 負担	2割 負担	3割 負担	
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (訪問看護ステーション)		600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (訪問看護ステーション)		574	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円	
特別管理加算(Ⅰ)		500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 月に 1 回
特別管理加算(Ⅱ)		250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
専門管理加算		250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月に 1 回
ターミナルケア加算		2,500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 (死亡月に 1 回)
初回加算(Ⅰ)		350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)		300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
退院時共同指導加算		600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 回あたり
看護・介護職員連携強化 加算		250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月に 1 回
複数名訪問加算(Ⅰ)		254	2,540 円	254 円	508 円	762 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分未満(1 回につき)

	402	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分以上(1 回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,010 円	201 円	402 円	603 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分未満(1 回につき)
	317	3,170 円	317 円	634 円	951 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分以上(1 回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回あたり
看護体制強化加算(Ⅰ)	550	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円	1 月に 1 回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
口腔連携強化加算	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1 月に 1 回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円	1 回につき ※訪問看護ステーションの場合、病院又は診療所の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	50	500 円	50 円	100 円	150 円	1 月あたり ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携している場合

※ 緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日

前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ 地域区分別の単価（その他10.00円）を含んでいます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県夷隅郡御宿町須加 575-1
事業者(法人)名 合同会社エール
エール訪問看護ステーション御宿

代表者職・氏名 所長 林 恵都子

説明者職・氏名 所長 林 恵都子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名

本人との続柄